

1 申請に関すること

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 申請要件 | 企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表として本奨励金を申請したことがあっても、申請できるか。 | 申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社が本奨励金に申請できるのは、B社が本奨励金を申請したことがない場合に限りです。 |
| 2 | 申請要件 | A社とB社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるか。 | 申請できません。 質問のケースでは、A社かB社かどちらかを選択し、申請してください。 |
| 3 | 申請要件 | 企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表でもある場合、それぞれの企業で申請できるのか。 | 申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社の代表者をa氏、B社の代表者をb氏として申請することはできません。 |
| 4 | 申請要件 | 常時雇用する労働者に役員は含まれるか。 | 役員は労働者に含めません。 ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。 |
| 5 | 申請要件 | グループ企業等とは、会社法第2条第3号の2に定める子会社等なのか。 | グループ企業等とは、本事業に連携・協力することに同意した企業等（会社法で定める子会社等を含む。）をいいます。 子会社等であっても、本事業に連携・協力することに同意が得られなければ、当該子会社等をグループ企業等として本奨励金に申請することはできません。 |
| 6 | 申請要件 | 会社法で定める子会社等がないが、申請可能か。 | 申請可能です。 会社法で定める子会社等がなくても、お付き合いのある企業等から本事業に連携・協力することの同意が得られれば、要件を満たします。 |
| 7 | 申請要件 | グループ企業等として同意を取ろうとしている子会社の本社が都外にある場合、申請可能か。 | グループ企業等として同意を取ろうとしている企業等の営業実態が都内にあるか否かで、申請可否が分かれます。 この子会社の事業所が都内にもあり、かつ都内での営業実態があれば、申請が可能です。この子会社の事業所が都内にはない又は事業所が都内にあっても営業実態がない場合は、申請できません。 |
| 8 | 申請要件 | A社の代表はa氏とb氏だが、b氏はB社の代表でもあり、C社が本奨励金に申請した際に、B社はC社のグループ企業等として同意書を提出していると聞いた。この場合、A社は本奨励金に申請できるか。 | 申請できません。 b氏が代表であるB社が他の企業のグループ企業等となる予定があるため、b氏が代表者の1人となっているA社は本奨励金を申請できません。 |
| 9 | 申請要件 | A社とB社の代表に就いている者が、A社を申請企業としB社をグループ企業等とすることはできるか。 | 同一人物が代表となっている企業同士を申請企業、グループ企業等とすることはできません。 |

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度版）

令和7年6月13日現在（※随時更新）

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 申請要件 | グループ企業等を複数選定してもよいか。その場合は、申請書にどのように記載すればよいか。 | 複数選定しても構いません。その場合は、適宜行を追加してください。 |
| 11 | 申請要件 | 令和2年1月に配偶者が出産し、令和2年5月に合計30日以上育業した男性労働者は、男性育業推進リーダーの要件を満たすか。 | 要件を満たします。 |
| 12 | 申請要件 | 別表1 奨励対象事業者の要件（以下「申請要件」という。）2の常用労働者と、申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者は同一人物でもよいか。 | 申請要件2の常用労働者と申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者が休業・休職中ではない場合、同一人物とすることは可能です。ただし、男性育業推進リーダーに選任された方が交付申請日から実績報告日までの間に休業・休職した場合は、要件を満たさなくなりますのでご注意ください。（この場合、実績報告提出期限までに交付申請撤回届出書を提出すると、要件を満たしたときに再度申請が可能となります。） |
| 13 | 申請要件 | 申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等の「合計30日以上育業」とは、分割取得していても対象となるか。 | 同一の子に対する育業は分割取得していても構いません。ただし、同一の子に対する育業でなければなりません。 |
| 14 | 申請要件 | 申請要件12の育業取得率はどのように計算すればよいか。 | 次の例を参考に算出してください。 (1) 自社の事業年度が10月1日～翌年9月30日で、交付申請日が令和7年7月1日の場合、申請前事業年度は令和5年10月1日～令和6年9月30日になります。 (2) 令和5年10月1日から令和6年9月30日の間に、配偶者が出産した男性労働者（役員等を含みません。）の数を算出してください。正規雇用以外も含まれます。この間に配偶者が出産した子が複数人いたとしても、男性労働者は1人と数えます。 (3) 同期間に配偶者の出産等により、養育することになった子について育業した男性労働者（役員等を含みません。）の数を算出してください。この間に男性労働者が育業をした回数に関わらず、男性労働者は1人と数えます。 (3)/(2)が79%以下であれば申請要件を満たします。（小数点以下は切り捨て） |
| 15 | 申請要件 | 当社は男性育休取得率等を公表しているが、育業取得率は公表数値と同一で構わないか。 | 公表数値と同一で構いません。ただし、公表数値に育児目的休暇を取得した男性労働者の数を含めている場合は、育児目的休暇を取得した男性労働者を差し引いて算出してください。 |

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度版）

令和7年6月13日現在（※随時更新）

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 申請要件 | 申請要件 12 の男性育業取得率は、なぜ 79%以下なのか。 | 交付決定後に取り組んでいただく取組事項 3 で、男性育業取得率を事業計画書兼交付申請書に記載した取得率より 1 年間で 7%（3 年間で 21%以上）上昇するよう目標を設定していただけます。事業計画書兼交付申請書に記載した男性育業取得率が 79%超ですと、3 年間で 21%を設定した場合に 100%を超えてしまうためです。 |
| 17 | 申請要件 | 当社の事業年度は 10 月 1 日から 9 月 30 日であり、令和 7 年 7 月 1 日の申請を検討している。 当社では、令和 5 年 12 月 10 日に配偶者が出産した男性従業員が、令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 31 日まで育業したが、この男性従業員以外に、配偶者が出産した男性従業員や育業した男性従業員はいない。この場合は育業取得率が 100%となり、申請できないか。 | 申請できません。 直前の事業年度（質問のケースは R5.10.1～R6.9.30）に配偶者が出産した男性労働者が 1 人で、その方が育業をしたのであれば、1 分の 1 で 100%となりますので、要件を満たしていないこととなります。 |
| 18 | 申請要件 | 男性育業推進リーダーになる者は雇用保険被保険者でなければならないか。 | 男性育業推進リーダーを従業員から選任する場合は、雇用保険被保険者（休業中を含まない。）でなければなりません。その他、申請要件 2(2)ア、イ、エを満たしていなければなりません。男性育業推進リーダーになる方は、役員等でも構いません。男性育業推進リーダーが役員等の場合は、雇用保険被保険者の要件はありませんが、兼務役員の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働条件通知書等を提出していただけます。 |
| 19 | 申請要件 | 代表に育業経験があり、従業員が全て女性の企業の場合は申請できるか。 | 申請できません。 男性従業員（都内勤務の常用労働者）が 2 名在籍していなければなりません（申請要件 2）。従業員が全て女性の場合、要件を満たさないこととなります。 |
| 20 | 申請要件 | 男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者が、奨励事業実施期間中に第 2 子の育業に入る予定である。この場合、男性育業推進リーダーとして選任できるか。 | 男性育業推進リーダーは、社内調査の分析や育業取得率の目標設定等にプロジェクトチームのメンバーとして取り組んでいただくため、休業中の者を選任できません。 この場合は、要件を満たす別の男性労働者等を選任してください。要件を満たす者がいない場合は申請できません。 |
| 21 | 記載方法 | 企業等の所在地の「丁目」「番地」などは略してよいか。 | 略さず、登記簿謄本の本店欄のとおりに記載してください。 |
| 22 | 記載方法 | 「本申請に係る連絡先」は誰を記載したらよいか。 | 提出した書類の内容が分かる、申請企業の役員や従業員を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、委任を受けた代理人を連絡先とすることは認められません。 |
| 23 | 記載方法 | 個人事業主の場合、個人の住所地も記載しなければならないのか。 | 個人事業主の場合、住民票に記載された住所も併せて記載してください。（記入例記載のとおり） |

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度版）

令和7年6月13日現在（※随時更新）

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 記載方法 | 合同会社の代表社員が法人だった場合、代表者職・氏名はどのように記載すればよいか。 | 登記簿謄本のとおり、代表社員である法人の名称に加え、職務執行者の氏名を記載してください。 |
| 25 | 記載方法 | 各様式に捨印を押印する必要があるか。 | 可能であれば、押印が必要な各様式の欄外余白に捨印を押印してください。様式に記載された内容について軽微な修正が生じた場合に、ご担当者に連絡の上、ご了承いただいてから捨印修正させていただくことがあります。 |
| 26 | 提出書類 (雇用保険) | 都内に複数の事業所がある場合、雇用保険適用事業所設置届は何を提出したらよいか。 | 事業所ごとに手続きを行っている場合、都内事業所分を全て提出してください。いずれか一か所で一括して手続きを行っている場合、該当事業所分のみ提出してください。 |
| 27 | 提出書類 (雇用保険) | 都外に本社があり、雇用保険の手続きを全て本社で一括して行っている場合（都内に雇用保険適用事業所がない場合）は申請できるか。 | 次の(1)(2)のいずれかに該当する場合は申請可能です。 (1) 常時雇用する労働者がいる事業所が、雇用保険適用事業所非該当となっている場合、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え、都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書を提出してください。 (2) 常時雇用する労働者がいる事業所が、労働保険継続事業の被一括事業とされている場合、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え労働保険継続事業一括認可等通知書を提出してください。 |
| 28 | 提出書類 (労働契約書) | 常時雇用する労働者の定義のうち、有期雇用労働者の場合、「雇入れ日から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とあるが、申請日時点で雇入れ日から1年を超えていない場合、労働契約書に更新予定ありと記載されていればよいか。 | 「更新予定あり」としか記載がない場合、引き続き雇用される見込みがあるとはみなしません。雇入れ日から1年を超える時点まで労働契約が結ばれていることが分かる労働契約書又は労働条件通知書の写しを提出してください。提出された書類により、「雇入れ日から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」か否かの判断を行います。 |
| 29 | 提出書類 (労働契約書) | 交付申請時の提出書類に、社内相談員として任命予定の者の「労働契約書又は労働条件通知書」とあるが、労働契約を複数回更新している。いつの時点の労働条件が示されているものを提出すればよいか。 | 申請日時点で適用されている労働条件が示されているものを提出してください。都内に勤務する常時雇用する労働者が6か月以上継続して雇用されていることを確認します。6か月以上継続雇用していることを確認するために複数枚の労働契約書又は労働条件通知書が必要な場合、それらを全て提出していただきます。 |
| 30 | 提出書類 (事業所一覧) | 派遣労働者も労働者に含むのか。 | 派遣先企業の場合、派遣労働者は労働者に含まれません。自社で直接雇用する者を他社へ派遣している場合は労働者に含みます。 |
| 31 | 提出書類 (事業所一覧) | 短期パート、アルバイトも労働者に含むのか。 | 含みます。 雇用期間、雇用形態を問いません。 |

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度版）

令和7年6月13日現在（※随時更新）

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | 提出書類 (事業所一覧) | 経営者、役員も労働者数に含むのか。 | 経営者、役員は労働者数に含みません。ただし、兼務役員の手続きをしている方は労働者に含めてください。(No4のとおり) |
| 33 | 提出書類 (会社案内 又は 会社概要) | 提出書類に「会社案内又は会社概要」とあるが、会社のパンフレットやホームページがない（作成していない）場合はどうすればよいか。 | 次の(1)～(5)が記載されたものを作成して提出してください。 (1) 企業等の名称 (2) 代表者名 (3) 所在地（登記上の本店所在地） (4) 事業所の名称及び所在地 (5) 事業内容が分かるもの |
| 34 | 提出書類 (住民票記載 事項証明書) | 個人事業主の提出書類に「住民票記載事項証明書」とあるが、必要事項は何か。 | 代表者の住所、氏名、生年月日です。直近で転居している場合、転居前の情報が必要な場合があります。 代表ご本人の本籍、筆頭者、個人番号のほか、同一世帯者の情報は不要なので省略してください。 |
| 35 | 提出書類 (印鑑登録証 明書) | 個人事業主の場合でも、印鑑登録証明書は必ず提出しなければならないのか。 | 必ず提出してください。なお、交付申請時及び実績報告時の書類には登録された印鑑を押印してください。 |
| 36 | 提出書類 (都税の納税 証明書) | 個人事業主で、代表の居住地の区市町村と事業所のある所在地の区市町村が異なる（いずれも都内）場合、個人都民税の納税証明書はどのように提出すればよいか。 | いずれも都内であれば、居住地と事業所地、それぞれの管轄区市町村で個人都民税の納税証明書入手し、提出してください。 なお、非課税の場合、課税されていない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。 |
| 37 | 提出書類 (都税の納税 証明書) | 個人事業主で代表の居住地が都外の場合、個人都民税の居住地分の納税証明書は提出できないが、この場合はどうすればよいか。 | 都外に居住している場合、都内事業所地について個人都民税の支払いを確認しますので、都内事業所地の納税証明書を提出してください。なお、非課税の場合、課税されない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。 |
| 38 | 提出書類 (都税の納税 証明書) | 非課税証明書に替えて、滞納処分を受けたことのないことの証明でもよいか。 | 滞納処分を受けたことのない証明は、滞納（未納）がないという証明にはなりません。課税されない理由が分かる書類（確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。 |
| 39 | 提出書類 (都税の納税 証明書) | 特定非営利活動法人（NPO 法人）で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。 | 収益事業を行っていない場合、次の(1)(2)を提出してください。 (1) 定款 (2) 都民税（均等割）免除決定通知書の写し なお、収益事業を行っている場合、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。 |

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度版）

令和7年6月13日現在（※随時更新）

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40 | 提出書類 (都税の納税 証明書) | 社会福祉法人／学校法人等で、 収益事業を行っていないため、納税 証明書が発行されない。この場合 はどうすればよいか。 | 収益事業を行っていない場合、次の(1)(2)を 提出してください。 (1) 定款又は寄附行為 (2) 決算報告書の写し なお、収益事業を行っている場合、通常の法 人と同様、法人都民税及び法人事業税の納 税証明書の原本を提出してください。 法人都民税が非課税となっている場合、次の ア、イを提出してください。 ア 法人都民税の課税・非課税の判定票 イ 確定申告書の写し |
| 41 | 提出書類 (育業期間等が 分かるもの) | 男性育業推進リーダーの育業期間 が分かるものは、会社に提出した 育業期間の届出書類でもよいか。 | 会社に提出した育業に関する届出や申請書類 ではなく、会社が育業を許可・承認した書類や 育児休業給付金支給決定通知書の写し等、 客観的に確認できる書類を提出してください。 |
| 42 | 提出書類 (グループ企業 等の誓約書、 同意書) | なぜグループ企業等の誓約書や同 意書を提出する必要があるのか。 | グループ企業等にも、男性育業推進サポーター を選任していただくなどの取組内容があり、当事 業の実施目的や内容等をきちんと理解いただ いた上で取り組んでいただきたいため、誓約書、 同意書を提出していただきます。 |
| 43 | 提出書類 (グループ企業等 の商業・法人登 記簿謄本) | グループ企業等の登記簿謄本は原 本を提出する必要があるのか。 | グループ企業等の登記簿謄本は写しで構いま せん。ただし、交付申請日から3か月以内に発 行されたものとしてください。 |
| 44 | 提出書類 (委任状) | 委任状を提出するのはどのような場 合か。 | 申請企業に代わって社会保険労務士等が交 付申請書類又は実績報告書類を郵送にて提 出する場合、必ず委任状を提出してください。 |